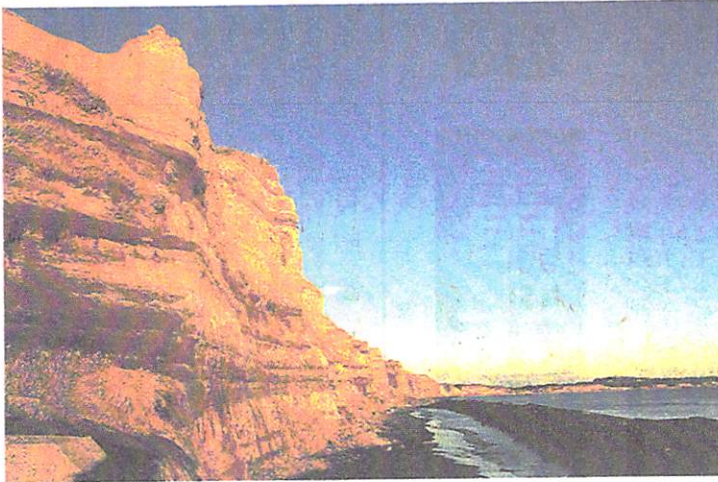


文化審答申

屏風ヶ浦、国名勝に

小高記念館は有形文化財

国の文化審議会による答申で、県内では屏風ヶ浦（銚子市）が国の名勝および天然記念物に指定される見通しとなった。大正期に銀行として建てられ、昭和初期に館山港近くに移築された「小高記念館」（館山市）は有形文化財（建造物）の登録が答申された。屏風ヶ浦は太平洋に面して、約十キロにわたって下総台地が削られてできた海食崖で、最大落差は約六十メートル。一億年以上前の硬い岩石を基盤として、約三百万年〜四千万年前に海底に堆積した大吠層群と、その上に堆積した香取層や関東ローム層から成る。急激な風化と浸食を受けて形成された地形が見られ、地質学上



価値が高いとされた。江戸末期の歌川広重の「六十余州名所図会」に描かれるなど、江戸時代から

現在まで絵や文学で取り上げられ、名勝としても価値が高い。小高記念館は洋風の外観



①国の名勝および天然記念物に指定するよう答申された屏風ヶ浦＝銚子市で
②有形文化財への登録が答申された小高記念館＝館山市で、いずれも県教委提供

で木造二階建て。現在は地元のNPO法人安房文化遺産フォーラムの事務所となっている。市やフォーラムによると、建物は一九三〇（昭和五）年ごろ、現在の場所に移築され、戦前に県議会議員、戦後は衆議院議員を務めた小高熹郎氏が事務所などとして使用した。小高氏の死去後、九〇年

代半ばから一時閉鎖。地域の文化振興にも尽力した小高氏の遺志を継ぐとして、フォーラムが二〇〇六年から活動拠点にしてきた。代表の愛沢伸雄さん（六四）は「大変光栄。私たちの文化財保存活動にも弾みがつく」と登録の答申を喜んだ。（村上一樹、北浜修）